別記第２号様式

随　意　契　約　結　果　一　覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	適　用
手話通訳者派遣・養成事業	令和８年(2026年)３月19日	公益社団法人北海道ろうあ連盟 札幌市中央区北２条西７丁目　かでる２・７	5,228,000	【選定理由】 聴覚障がいに関する専門知識を有し、聴覚障がい情報提供施設を運営するなど、聴覚障がい者支援に関するノウハウを有するため。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節関係１の（２）	
要約筆記者派遣・養成事業	令和８年(2026年)３月19日	公益社団法人北海道ろうあ連盟 札幌市中央区北２条西７丁目　かでる２・７	4,344,000	【選定理由】 聴覚障がいに関する専門知識を有し、聴覚障がい情報提供施設を運営するなど、聴覚障がい者支援に関するノウハウを有するため。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節関係１の（２）	
字幕ビデオライブラリー事業	令和８年(2026年)３月11日	公益社団法人北海道ろうあ連盟 札幌市中央区北２条西７丁目　かでる２・７	974,000	【選定理由】 聴覚障がいに関する専門知識を有し、聴覚障がい情報提供施設を運営するなど、聴覚障がい者支援に関するノウハウを有するため。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節関係１の（２）	
盲ろう者通訳・介助員派遣・養成事業	令和８年(2026年)３月19日	一般社団法人北海道身体障害者福祉協会 札幌市中央区北２条西７丁目かでる２・７	3,274,000	【選定理由】 盲ろう者団体、視覚障がい者団体及び聴覚障がい者団体などの関係団体と密接な連携を図ることが可能であるほか、事業の実施体制が整備されているため。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節関係１の（２）	

「障がい者 110 番」運営事業	令和８年（2026 年）３月 11 日	一般社団法人北海道身体障害者福祉協会 札幌市中央区北２条西７丁目かでる２・７	1,491,000	【選定理由】 障がい者の社会参加に関する取組に実績（社会参加に関する取組の実施体制が整備され、十分な活動実績があること）があり、障がい者からの相談に迅速かつ適切に対応できる知識・技能を有しているほか、事業の実施体制が整備されているため。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節関係１の（２）	
身体・知的障がい者生活訓練事業	令和８年（2026 年）４月 24 日	一般社団法人北海道身体障害者福祉協会 札幌市中央区北２条西７丁目かでる２・７	2,360,000	【選定理由】 障がい福祉に理解があり、関係団体等とも連携しながら、障がい者のニーズを的確に把握することができるほか、事業の実施体制が整備されているため。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節関係１の（２）	
視覚障がい者情報提供等事業	令和８年（2026 年）３月 11 日	一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会 札幌市中央区北２条西７丁目かでる２・７	2,179,000	【選定理由】 視覚障がい者のニーズや地域における状況等を的確に把握することができ、それらに即した情報提供が可能であり、視覚障がいの専門的知識を有しているほか、事業の実施体制が整備されているため。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節関係１の（２）	
点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業	令和８年（2026 年）５月 22 日	日本赤十字社北海道支部 札幌市中央区北１条西５丁目	1,004,000	【選定理由】 点訳奉仕員等の養成を行う技術的なノウハウを有し、事業の実施体制が整備されているため。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節関係１の（２）	

音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	令和８年（2026 年）５月 22 日	一般社団法人北海道言語聴覚士会 札幌市中央区南１条西 16 丁目１番地 323 春野ビル 3F	1,280,000	【選定理由】 音声機能障がいの専門的知識のほか、発声訓練及び指導者養成を行う技術的ノウハウを有し、事業の実施体制が整備されているため。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節関係１の（２）	
失語症者向け意思疎通支援者派遣・養成事業	令和８年（2026 年）３月 12 日	一般社団法人北海道言語聴覚士会 札幌市中央区南１条西 16 丁目１番地 323 春野ビル 3F	2,363,000	【選定理由】 失語症者向け意思疎通支援者養成を行う技術的なノウハウ及び専門的知識を有し、事業の実施体制が整備されているため。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節関係１の（２）	
北海道障がい者芸術文化活動支援センター運営事業	令和８年（2026 年）３月 30 日	社会福祉法人ゆうゆう 石狩郡当別町六軒町 70 番地 18	4,599,000	【選定理由】 障がい者の芸術文化活動を行うための知識やノウハウを有し、事業の実施体制が整備されているため。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節関係１の（２）	

注１　この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。

２　課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。

３　「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。

４　公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人（事業者である個人を除く。）の場合にあっては、契約担当者等は、北海道個人情報保護条例（平成６年条例第２号）等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。

５　「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。

６　単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約　総価額〇〇円」等と記載すること。